## 議第106号

高島市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年11月29日

高島市長 福 井 正 明

## 高島市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

高島市道路占用料徴収条例(平成17年高島市条例第263号)の一部を 次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

## 別表 (第2条関係)

		T	
	占用物件	単位	占用料 (円)
法第32	第1種電柱	1本につき1年	4 8 0
条第1項	第2種電柱		7 3 0
第1号に	第3種電柱		9 9 0
掲げる工	第1種電話柱		4 3 0
作物	第2種電話柱		6 8 0
	第3種電話柱		9 4 0
	その他の柱類		4 3
	共架電線その他上空に設け	長さ1メートル	4
	る線類	につき1年	
	地下に設ける電線その他の		3
	線類		
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	4 2 0
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方	260
		メートルにつき	
		1年	
	変圧塔その他これに類する	1個につき1年	8 5 0
	ものおよび公衆電話所		
	郵便差出箱および信書便差		3 6 0
	出箱		
•	•	•	•

1		T	
	広告塔	表示面積1平方	8 7 0
		メートルにつき	
		1 年	
	その他のもの	占用面積1平方	8 5 0
		メートルにつき	
		1年	
法第32	外径が0.07メートル未	長さ1メートル	1 8
条第1項	満のもの	につき 1 年	
第2号に	外径が0.07メートル以		2 6
掲げる物	上0.1メートル未満のも		
件	O		
	外径が 0. 1メートル以上		3 8
	0. 15メートル未満のも		
	Ø)		
	外径が O. 15メートル以		5 1
	上0.2メートル未満のも		
	Ø		
	外径が 0.2 メートル以上		7 7
	0. 3メートル未満のもの		
	外径が0.3メートル以上		1 0 0
	0. 4メートル未満のもの		
	外径が0.4メートル以上		180
	0. 7メートル未満のもの		
	外径が0.7メートル以上		2 6 0
	1メートル未満のもの		
	外径が1メートル以上のも		5 1 0
	D		
法第32名	<u>「</u> 条第1項第3号および第4号	占用面積1平方	8 5 0
に掲げるが		メートルにつき	
	地下街お 階数が1のもの	1年	A120.004
条第1項		·	を乗じて得た額
第5号に			A120.006
掲げる施			を乗じて得た額
設			Aに0.007
	の		を乗じて得た額
		l	これして付に領

	上空に設け	 ける通路		4 3 0
	地下に設け			2 6 0
	その他のも	•		8 5 0
 法第 3 2	· ·		占用面積1平方	9
			メートルにつき	
第6号に			1日	
	その他のも	) (D	占用面積1平方	8 7
設			メートルにつき	
			1月	
	看板(ア	一時的に設けるも	表示面積1平方	8 7
行令(昭	ーチであ	<b>の</b>	メートルにつき	
和27年	るものを		1月	
政令第4	除く。)	その他のもの	表示面積1平方	8 7 0
7 9 号。			メートルにつき	
以下「令			1年	
」という	標識	l	1本につき1年	6 8 0
。)第7	 旗ざお	祭礼、縁日その他	1本につき1日	9
条第1号		の催しに際し、一		
に掲げる		時的に設けるもの		
物件		その他のもの	1本につき1月	8 7
	幕(令第	祭礼、縁日その他	その面積1平方	9
	7条第4	の催しに際し、一	メートルにつき	
	号に掲げ	時的に設けるもの	1 日	
	る工事用	その他のもの	その面積1平方	8 7
	施設であ		メートルにつき	
	るものを		1月	
	除く。)			
	アーチ	車道を横断するも	1 基につき 1 月	8 7 0
		<b>の</b>		
		その他のもの		4 3 0
令第7条第	第2号に掲	げる工作物	占用面積1平方	8 5 0
			メートルにつき	
			1年	
令第7条第	第4号に掲	げる工事用施設お	占用面積1平方	8 7
よび同条第	第5号に掲	げる工事用材料	メートルにつき	

	第6号に掲げる仮設建築物お 第7号に掲げる施設	1月	8 5
	,	上田云珠 1 亚士	A 77 O O 1 4
, ,,,		占用面積1平方	
		メートルにつき	を来して特だ領
	の地下を除く。)に設ける	1 年	
設	もの		1)-0 0 1 5
	上空に設けるもの		ACO. 017
			を乗じて得た額
	地下(ト 階数が1のもの		A 1 C 0 . 0 0 4
	ンネルの		を乗じて得た額
	上の地下 階数が2のもの		A 1 C 0 . 0 0 6
	を除く。		を乗じて得た額
	)に設け 階数が3以上のも		A 1 C 0 . 0 0 7
	るもの の		を乗じて得た額
	その他のもの		AにO. 025
			を乗じて得た額
令第7条	建築物		A 1 C O . O 1 9
第9号に			を乗じて得た額
掲げる施	その他のもの		A 1 C O . O 1 4
設			を乗じて得た額
令第7条	建築物		A 1 C 0 . 0 2 2
第10号			を乗じて得た額
に掲げる	その他のもの		A 1 C 0 . 0 1 4
施設およ			を乗じて得た額
び自動車			
駐車場			
<b>令第7条</b>	トンネルの上または高架の		A 1 C O . O 1 9
第11号	道路の路面下に設けるもの		を乗じて得た額
に掲げる	上空に設けるもの		A 1 C 0 . 0 2 2
応急仮設			を乗じて得た額
建築物	その他のもの		A 1 C 0 . 0 3 1
	5		を乗じて得た額
 令第7条領	 第12号に掲げる器具		A 12 0 . 0 2 5
1- 214 - 2142	10 0 (-10 ·) O HI >/		を乗じて得た額

令第7	トンネルの上または自動車専	A120.019
条第1	用道路(高架のものに限る。	を乗じて得た額
3号に	)の路面下に設けるもの	
掲げる	上空に設けるもの 上空に設けるもの	A 1 C 0 . 0 2 2
施設		を乗じて得た額
	その他のもの	AにO. 031
		を乗じて得た額

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にした許可に係る占用料(占用許可の期間が令和 6年度以降の占用料で毎年度当該年度分を納付することとされているもの にあっては、令和6年度以降の占用料を除く。)の額については、なお従 前の例による。